令和6年能登半島地震による被災を証する書類(施設)※水災用

令和	年	月	Е
13 1 1		/ 3	

(補助事業者) 様

(調査建築士)

住 所

名 称

連絡先()

(記名押印 または 署名(手書き))

以下の施設について、令和6年能登半島地震による被災の状況を調査した結果、以下の とおり被災状況を確認したので報告致します。

記

保有建築資格種類	[登録番号]	
調査年月日		
被災建物所在		
所有者名 (補助事業者名)		
家屋番号又は附属建物種類		
建物の種類		
被災の原因及び状況の概略		

1 木造・プレハブの調査結果詳細 ※該当のチェック欄にレ点(1箇所のみ)

(1)【外観による判定】

番号	項目	チェック	被災規模
1	① 一見して建物全部が倒壊		全壊
2	一見して建物の一部の階が全部倒壊		全壊
3	一見して建物全部が流失		全壊
4	基礎のいずれかの辺が全部破壊し基礎直下の地盤が流出・陥没		全壊

(2)【浸水深による判定】※(1)のいずれにも該当しない場合

(1)	建物流失又は床上 1.8m以上の浸水	50%以上	全壊
2	床上 1m以上 1.8m未満の浸水	40%以上50%未満	大規模半壊
3	床上 1m未満の浸水	20%以上40%未満	半壊
4	床下浸水	10%未満	準半壊に至らない
			(一部損壊)

2 非木造の調査結果詳細 ※該当のチェック欄にレ点(1箇所のみ)

(1)【外観による判定】

番号	項目	チェック	被災規模
1	一見して建物全部が倒壊		全壊
2	一見して建物の一部の階が全部倒壊		全壊

(2)【傾斜による判定】※(1)のいずれにも該当しない場合

1	外壁又は柱の傾斜が 1/30 以上		全壊
2	(基礎ぐいを用いる建物について、) 外壁又は柱の傾斜が		全壊
	1/60 以上かつ最大沈下量又は最大露出量が 30 cm以上		
	※(2)一①に該当しない場合		

(3)【部位による判定】※(1)(2)のいずれにも該当しない場合

1	柱(又は忍耐壁)又は梁の損傷率が75%以上		全壊
2	建物の損害割合	50%以上	全壊
	※(3)-①に該当しない場合	40%以上50%未満	大規模半壊
		20%以上40%未満	半壊
		10%以上20%未満	準半壊
		10%未満	準半壊に至らない
			(一部損壊)

(留意事項)

- ※1 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府 令和3年3月)を参考に現 地調査した結果を記載すること。
- ※2 複数の建物の被災状況を報告する場合、建物1棟につき1部ずつ発行すること。
- ※3 <u>「全壊」または「大規模半壊」と判断した場合</u>、判断の根拠の説明を付した写真 及び当該建物が分かる平面図を添付すること。